

町界町名整理に伴う表示変更証明書(無料)について

狛田駅東特定土地区画整理事業区域にお住まいの方、事業所につきましては、区画整理の換地処分に伴う町名地番の変更により、所在地の表示が変わりました。

それによって行う、各種書類の所在地の変更手続きの際に必要な、「町界町名整理に伴う表示変更証明書」を換地処分の翌日（令和2年3月7日予定）以降、申請がありましたら、役場企画調整課窓口にて証明書発行手数料を無料で発行します。証明書の申請には、添付の申請用紙をご利用ください。

1. 申請について

- ・ 役場企画調整課窓口にて直接請求いただく他、郵送でも受け付けています。郵送の場合、返送料金は自己負担でお願いします。
- ・ 郵送で請求する場合、以下のものを企画調整課へ郵送してください。
 - ① 町界町名整理に伴う表示変更証明書 申請書
 - ② 切手を貼り付けの返信用封筒

2. 変更証明書について

個人の住所が記載されている書類などの変更手続きに必要です。

- （例）
- ・ 土地、建物の不動産登記名義人の住所変更
 - ・ 運転免許証、車検証の住所変更
 - ・ その他各種許可証、認可証などの住所変更
 - ・ 会社の役員の住所変更 など

3. 申請にあたってのお願い

- ・ 証明書には交付年月日が入ります。町で有効期限は設けておりませんが、提出先によって期限が定められている場合がありますので、近日中に必要とする枚数を申請してください。
- ・ 変更証明書申請書の「証明書が必要な所在地」欄には、今回配布される「住所の表示変更通知書」の記載どおりにご記入願います。

4. ご注意

町界町名整理に伴う表示変更証明書には、申請者、居住者の氏名、方書き（マンション・アパート名）などは記載されません。

町界町名整理に伴う表示変更証明書の申請

〒619-0285（住所記載不要）

精華町役場5階 総務部企画調整課窓口

受付時間：開庁日の午前8：30～午後5：15

証明書は原則、即日発行ですが、発行に時間を要する場合があります。

TEL：0774-95-1900 FAX：0774-95-3971